

2018年8月9日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 英国がEU租税回避防止指令の導入に向けて国内税法を整備

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

英国政府は、2018年7月6日に発表した財政法案草案において、欧州連合(以下「EU」)の租税回避防止指令(Anti-Tax Avoidance Directive、以下「ATAD」)で提案された各規定を英国の国内法化するために多数の変更を提案しています。2019年3月29日に予定されている英国のEU離脱に係る離脱協定はまだ最終合意されていませんが、英国は少なくとも離脱後の移行期間中はATADに従う必要があると考えられます。そのため、英国は、ATADに基づき、2019年1月1日(EU離脱前)又は2020年1月1日(移行期間中の見込み)までに国内税法への導入が求められる各種変更を実施することを提案しています。その後の期間において実施が求められる事項については、引き続き検討中となっています。

ATADは、EU域内における「公平な競争環境(level playing field)」を形成していくために、各加盟国が一定の租税回避防止規定を採用しなければならないことを定めています。英国政府はATADにおける各租税回避防止規定の内容を既存の国内税法と比較し、以下の分野で変更が必要であるとの結論に達しました。

1. 外国子会社合算税制(以下「CFC」)(2019年1月1日から適用予定): 英国では既に包括的なCFCルールが設けられていますが、英国政府は以下の二点について変更を要としています。

- I. 支配の定義: 「支配」を検討するに当たって考慮される持分の範囲を拡大し、英国外の関連者が保有する持分を含めるよう変更することを提案しています。これにより、英国居住者が支配持分を保有していない外国法人も当該英国居住者の被支配外国法人と見なされる可能性が生じます。
- II. 英国における重要な人的機能から生じた非事業金融利益の取扱い: 英国における重要な人的機能から生じる非事業金融利益を課税対象とすることで、当該利益に対して現行のグループファイナンスカンパニーに係る免税措置が適用されないよう変更されます。

2. ハイブリッド・ミスマッチ・ルール(2020年1月1日から適用予定): 英国では2017年1月1日に包括的なハイブリッド防止ルールが導入されていますが、以下の二点について変更を要としています。

- I. 納税主体と見なされない恒久的施設の取扱い: 英国における現行の規則上、英国を本拠とする法人が外国に恒久的施設(当該外国において納税主体と見なされないもの)を有し、当該恒久的施設について英国で国外支店免税を適用するようなストラクチャーに対応していないため、係る状況を考慮した規則となるよう変更されます。
- II. 規制資本: 規制資本に対する英国の現行の免除規定について、当該規定の対象となる金融商品に関する様々なATADの要件に合わせて変更されます。

3. 出国時課税ルール(2020年1月1日から適用予定): 英国では出国税の計算に関する規則が設けられていますが、支払いと繰延べの方法の適用が一貫しておらず、特定の状況では支払いの無期限の繰延べが可能になっています。こうした状況を排除すべく、単一の出国税支払制度の導入が提案されています。

## 今後のスケジュール

これらの改正は、秋季予算の発表後間もなく、次回の財政法案においてその全体が公表されると見込まれます。多国籍企業グループは、自社グループのストラクチャーへの潜在的な影響を見極めることが推奨されます。なお、CFCルール上のグループファイナンスカンパニーに関する変更については、日系多国籍企業グループが英国のCFCルール上のグループファイナンスカンパニーに関する免税措置を適用しているケースは少なく、また日本の税法上のCFCとして取り扱われることが多いため、多くの日本企業にとって、影響は限定的と思われる。またハイブリッド・ミスマッチ・ルールについても、英国においてハイブリッド・ファイナンスを実施している日本企業はほとんどないことから、その影響は限定的と考えられます。しかし、出国時課税ルールの変更については、(特にEU離脱の結果として)英国外への資産の移転を計画している場合において、より広範に適用される可能性があります。各企業は、個別の事実関係に基づいて、上記変更点に目を向け、提案されている改正に先立って潜在的な影響を検討すべきと考えられます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ジョナサン・スチュワートスミス	パートナー	jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
ヨアヒム・ストッブズ	パートナー	joachim.stobbs@jp.ey.com
クレア・ブル	シニアマネージャー	clare.bull@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180809

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)